

(新)

量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(48)に規定する行為を除く。)をいう。

93) 97) (略)

98) 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(50)に規定する行為を除く。)をいう。

99) 103) (略)
(削る)

104) 128) (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類別		反則行為の種類		反則金の額	
六 速度超過(二十五以上三十未満)又は携帯電話使用等(保持)	(略)	車両等の種類	(略)	大型車	二万五千元
	(略)	普通車	(略)	普通車	一万八千元
	(略)	二輪車	(略)	二輪車	一万五千元
	(略)	原付車	(略)	原付車	一万二千元
	(略)	大型車	(略)	大型車	一万五千元
十二 速度超過(十五以上二十未満)又は遮	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(旧)

量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(46)に規定する行為を除く。)をいう。

92) 96) (略)

97) 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反する行為(48)に規定する行為を除く。)をいう。

98) 102) (略)

103) 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(53)に規定する場合を除く。)をいう。

104) 128) (略)

別表第六(第四十五条関係)

反則行為の種類別		反則行為の種類		反則金の額	
六 速度超過(二十五以上三十未満)	(略)	車両等の種類	(略)	大型車	二万五千元
	(略)	普通車	(略)	普通車	一万八千元
	(略)	二輪車	(略)	二輪車	一万五千元
	(略)	原付車	(略)	原付車	一万二千元
	(略)	大型車	(略)	大型車	一万五千元
十二 速度超過(十五以上二十未満)又はし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

断踏切立入り		
十六 速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	普通車	一万二千元
	二輪車	九千元
	原付車	七千元
	(略)	(略)
十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽 ^{けん}	大型車	七千元
	普通車又は二輪車	六千元
	原付車	五千元
	(略)	(略)

や断踏切立入り		
十六 速度超過（十五未満）、信号無視（赤色等）、通行区分違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、交差点安全進行義務違反、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、整備不良（制動装置等）、安全運転義務違反、携帯電話使用等（交通の危険）、本線車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等運転者遵守事項違反	普通車	一万二千元
	二輪車	九千元
	原付車	七千元
	(略)	(略)
十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽 ^{けん}	大型車	七千元
	普通車又は二輪車	六千元
	原付車	五千元
	(略)	(略)

<p>引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>	(略)	(略)
--	-----	-----

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

<p>引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、携帯電話使用等(保持)、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>	(略)	(略)
--	-----	-----

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6 (略)

7 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の18に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の45に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11 (略)

12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の83に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15～22 (略)

三 (略)

10・11 (略)

12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外)」とは、別表第二の備考の二の82に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15～22 (略)

三 (略)